平成２７年（フ）第３６６３号
大阪市東住吉区中野４丁目１番16―501号
中野グリーンハイツ　23棟
破産者　西愛子こと　西　　良恵
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７２１号
奈良県生駒市辻町450番地23　スカイマンション　303、開始決定時大阪市福島区玉川１丁目６番15号　ＦＯＲＵＭ福島・玉川302号
破産者　椛村幸太朗
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１５５号
大阪市旭区赤川２丁目16番30号
破産者　蕨野　純一
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２７６号
兵庫県宝塚市平井２丁目８番10号　田中文化203号、前住所兵庫県川西市湯山台１丁目８番地の４
破産者　楠　　治子
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４２８号
大阪市生野区田島２丁目１番３号
破産者　吉田　雅郎
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４８０号
大阪市平野区瓜破６丁目１番37号
破産者　喜田建設こと　喜田　正男
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５８９号
堺市西区菱木４丁2841番地２　ベルソレイユ103号、開始決定時の住所堺市西区上601番地２
破産者　柑本　充貴
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８５４号
大阪府羽曳野市野々上５丁目404番地の21
破産者　西田　次夫
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６４１号
堺市堺区神南辺町１―19　ホワイトヴィラ501号室、住民票上の住所堺市中区辻之1288番地３
破産者　光嶋鋼商店こと　光嶋　　智
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６４２号
堺市西区上野芝町１丁11―７　三宅文化103号室、住民票上の住所堺市中区辻之1288番地３
破産者　光嶋　陽子
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８７２号
堺市南区三原台３丁１番１―604号
破産者　葛原　一美
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８８５号
堺市美原区菅生718番地１　イーストヒルズＢ棟101号
破産者　井下田重量こと　井下田幸正
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６６３号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番１―1510号
破産者　旭　栄美子
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６５号
兵庫県姫路市四郷町山脇611番地１　メゾンアラモード201、従前の住所神戸市灘区灘北通10丁目１番９―1101号
破産者　西谷ひとみ
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２８２号
兵庫県姫路市西庄甲274番地３　ハイツ舞208号、従前の住所兵庫県姫路市北条１丁目75番地　グラジオマンション402
破産者　西田　聡美
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２４９号
愛媛県松山市土居田町576番地１　ハイカムール土居田203号、開始決定時の住所愛媛県松山市立花５丁目２番12号
破産者　兵頭　　誠
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５９号
愛媛県松山市天山１丁目８番10号　ラ・パルフェ・ド・ユーリスミー402号
破産者　片岡　憲也
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０６号
福岡県久留米市北野町稲数221番地11、前住所福岡県うきは市吉井町富永1866番地６
破産者　鑓水　大策
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部